

上下水道料金改定に関する市民説明会

村上市上下水道課

目次

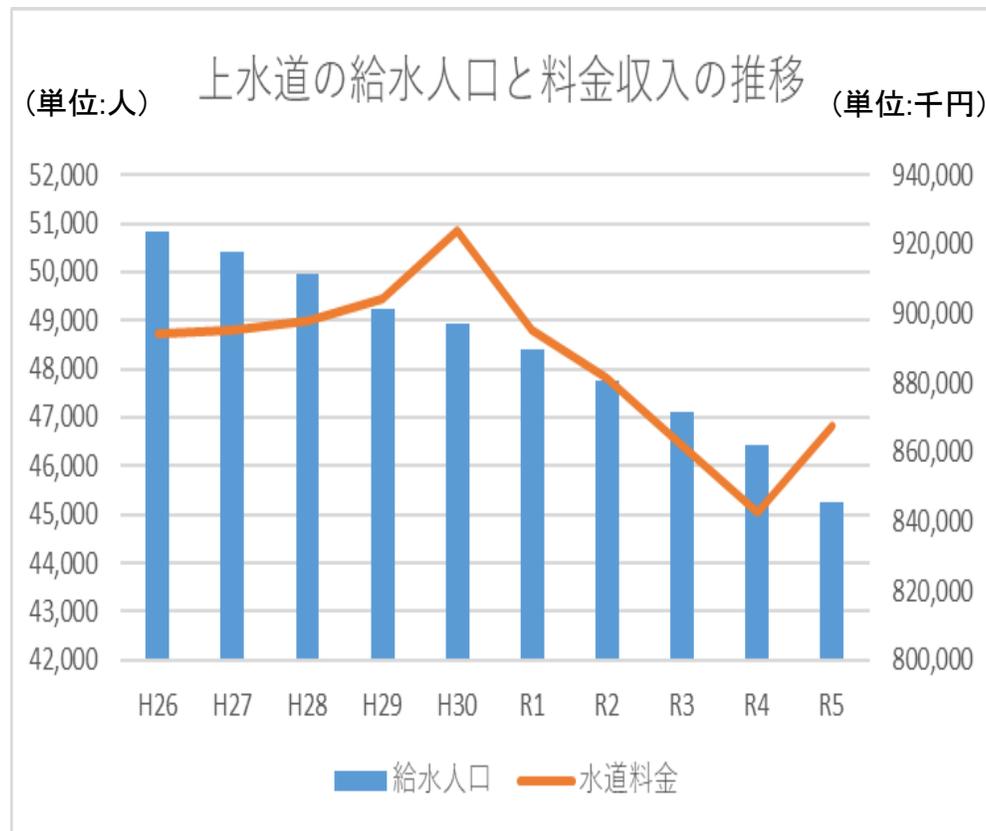
上下水道事業（施設・経営）の現状と課題	1
投資・経営健全化に向けた取り組み	9
料金制度の概要について	12
料金改定の必要性について	17
収支見通し（令和7年度～令和11年度）	20
料金改定（案）の概要	25

上下水道事業（施設・経営）の現状と課題

経営の現状と課題①

上下水道事業は、「独立採算制」による運営が原則となります。安全・安心かつ快適な生活環境を確保するためにかかる費用は、お客様からの料金で賄われています。

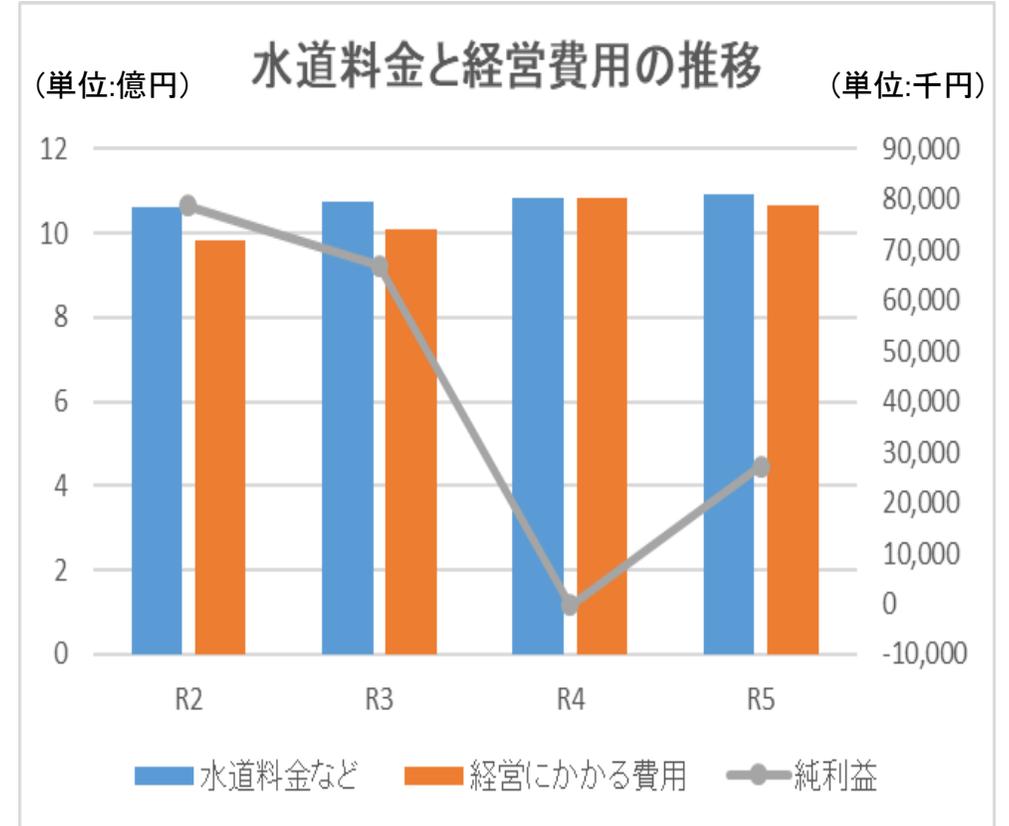
しかし、上下水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水需要の減少、さらには物価の高騰により維持管理経費が増加するなど厳しい経営環境が続いています。



経営の現状と課題②

広大な行政区域に多くの施設を保有しているため、老朽化が進んでいる施設を維持するための費用も大きな負担となっています。

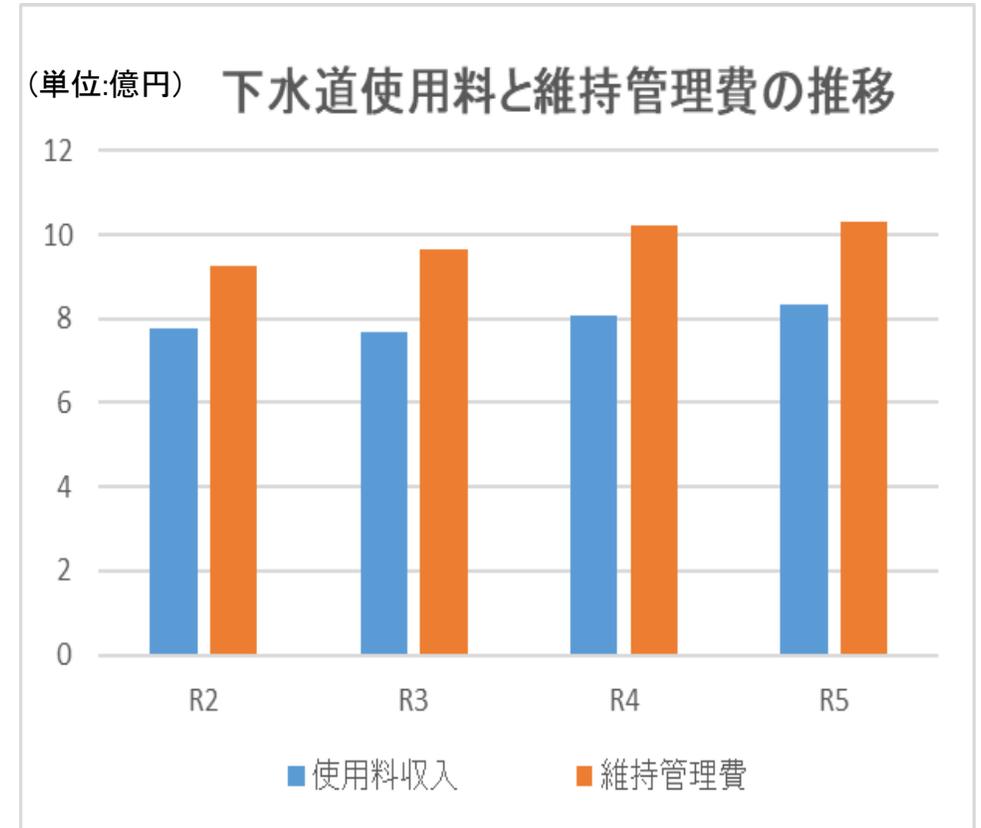
水道事業は、令和4年度において、大雨災害の影響や浄水場施設の電気料金の高騰などにより、料金よりも費用が多かったため、初めて赤字が発生し、料金収入だけでは費用を賄えない状況となりました。



経営の現状と課題③

下水道事業も、物価高騰などにより施設を維持管理していくための費用が毎年上昇しています。

令和2年度からは、年度ごとに1.5億円から2億円の収入不足が生じており、不足額は、一般会計からの繰入金によって経営を維持しています。

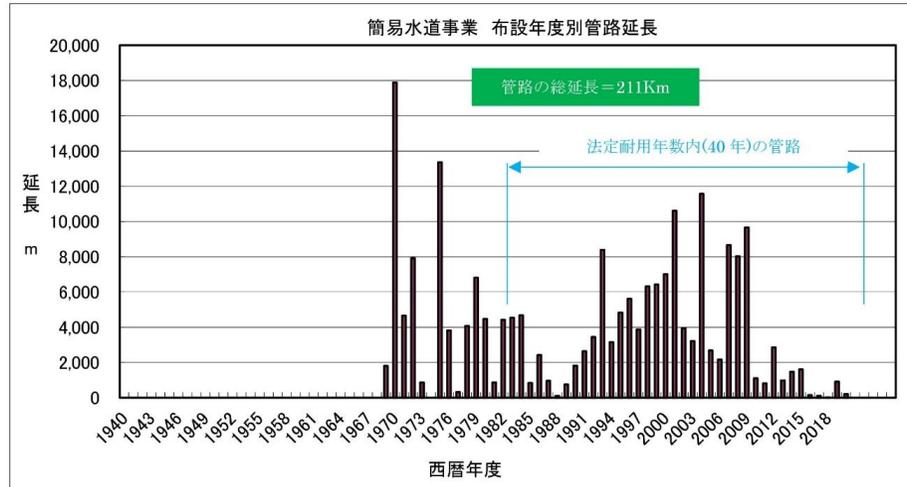
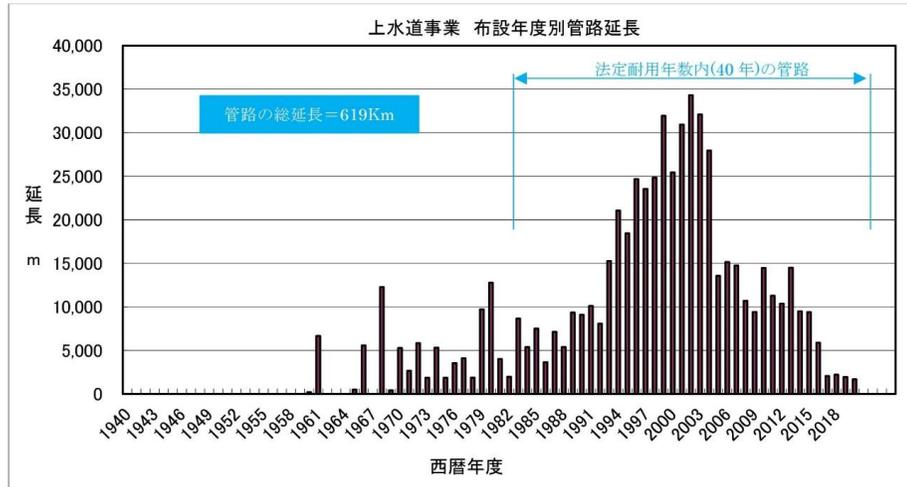


水道事業の現状

村上市では「持続可能な水道事業を実現」するため、令和5年度にアセットマネジメント（資産管理）計画策定業務を実施しています。今後はこれらを基に実施計画を策定する予定です。

以下のグラフは管路の布設年次を示しています。左側の上水道事業では、最も古い1960年および1961年に、主に村上配水区の配水管などが布設されています。水道台帳上の導水管、送水管、配水管等を合わせると619 kmになります。また、右側の簡易水道事業では1970年に府屋地区で18 km、1975年に主に山辺里と八幡地区で13 kmの配水管などの布設が行われました。こちらも水道台帳上の導水管、送水管、配水管等を合わせると211 kmになります。

布設年度別 管路延長



水道事業の課題

○施設の老朽化

上水道事業の施設については、浄水場管理棟や配水池の更新を進めておりますが、簡易水道事業の施設については予算規模の制約から、建設当時の施設を維持管理しながら運営している状況です。

○管路の老朽化（耐震化）

更新基準に基づく老朽管の改良が必要です。今後、実施計画を策定し、管路の更新や重要施設の耐震化を進める必要があります。

○機器類の老朽化

各種機器、電気計装、非常通報装置等の更新が必要です。特に、簡易水道事業の山北地域については、電気計装の改良を行うほか、遠方監視システム（非常通報装置）のNTT専用回線（アナログ）が令和11年3月にサービスを終了するため、光回線への改築更新が必要となります。

○水管橋の法令点検、修繕

令和5年3月の水道法施行規則の改正により、水管橋等の架空横断する管路について損傷等により供給に大きな支障を及ぼすおそれがあるものについて、目視点検（記録）をおおむね5年に1回の頻度で行うことが定められました。これにより点検費用や修繕工事が必要となる場合があります。

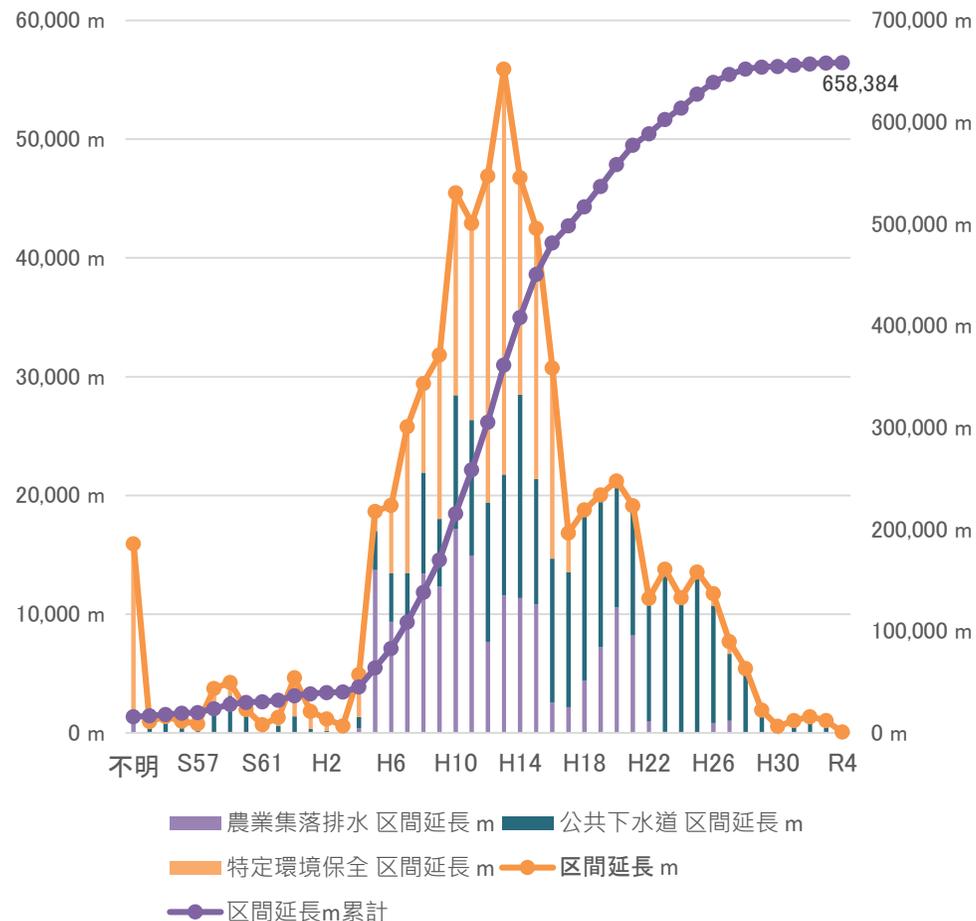
下水道事業の現状

下水道施設には、28の処理区と27の処理場があります。また、下水道管渠の整備は令和5年度に概成し、管渠の布設総延長は令和4年度末で658.38kmとなりました。

下水道事業は昭和59年に供用開始され、その後、合併前の平成4年度頃から平成17年頃までに大幅に整備が促進されました。処理場の機械・電気設備は標準耐用年数が7~15年程度であるため、更新工事を進めています。

また、処理場の躯体や污水管は、標準耐用年数である50年を超える施設はありませんが、整備年度が集中しているため、将来的には更新時期も集中することが予想されます。

污水管渠整備状況



下水道事業の課題

- 維持管理経費の人件費、動力費などの物価上昇による増加
- 点在する多くの施設があり非効率的
- 老朽化及び耐震化、広域化（維持管理費コストダウン）の費用の投資が必要
- 合併前旧市町村で同時期に下水道整備を実施したため同様に老朽化対策が必要だが、優先順位を決め投資が必要
- 過年度の施設整備の企業債償還金の長期化
- 人口減少に伴う下水道施設の在り方の検討が必要
- 水洗化率向上へ向けた具体的な取組みが必要

投資・経営健全化に向けた取り組み

水道事業について

【短期・中期（～10年）】

- 1 管路の実施計画をもとに、石綿管改良や老朽管路の改良工事を実施
- 2 老朽化した施設の改築更新を実施
- 3 重要幹線や避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を計画
- 4 水道の安定供給と災害時のリスク回避を目的とした管路接続を実施
- 5 主要管路となる水管橋の目視点検を実施
- 6 渇水期における水量不足を補うため取水施設の増設を実施（朝日）

【長期（～20、30年）】

- 1 余剰能力を利用した統廃合の検討
- 2 施設更新時に計画給水人口などを見直し、適正規模での更新を実施
- 3 官民連携などによる新たな運営手法を模索

【その他】

- 1 広域化によるスケールメリットを活かした近接自治体との連携を検討
- 2 水道施設等の遊休資産売却の検討
- 3 有料広告など広告収入の確保に努めるほか、債券購入による効率的な資金運用を図る

下水道事業について

1 安定した下水道サービスの提供

独立採算で経営を行うことが基本原則であり、過度な繰入金への依存は望ましくありません。経営状況の見える化と使用料の適正化を図り、健全な経営を確保する必要があります。

2 下水道接続率の向上

排水設備工事に対する融資などの各種助成制度を見直し、充実させることで接続率の向上を目指します。また、下水道接続の重要性や助成制度を広めるため、市報や戸別訪問、下水道フェアなどを通じて積極的なPR活動を強化していきます。

3 持続可能な下水道事業の運営

・ 汚水処理の広域化（統廃合）

市内における汚水処理の広域化については、農業集落排水施設の7地区（神納、東神納、西神納、山辺里、相川、門前・鋳物師、三面）を村上及び朝日処理区へ統合する計画としており、令和7年度から16年度までの10年間で処理場を7か所廃止し、維持管理経費の削減により効率化を図ります。

・ 人口減少に伴う施設の在り方の検討

既存ストックをそのまま維持するのではなく、人口減少などによる将来の事業環境に適した施設運営を実施するために、集合処理方式から個別処理方式（合併処理浄化槽）への事業転換などについて検討しています。

料金制度の概要について

水道料金体系の概要

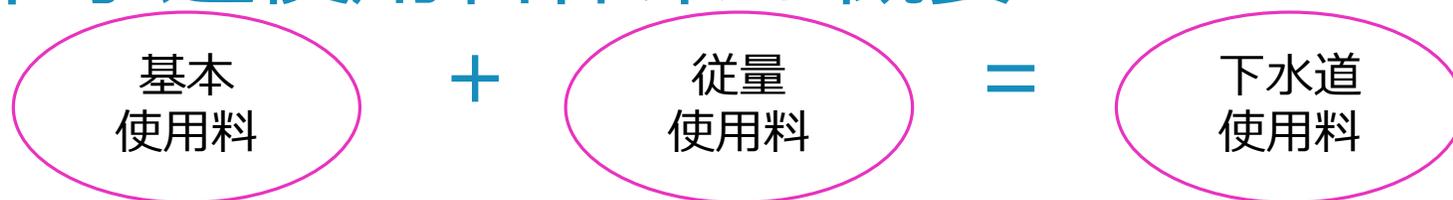


○水道料金は基本料金と従量料金からなる二部料金制。

○用途別料金体系・基本水量制

料金区分	説明
基本料金	使用者が使用水量の有無に関わらず負担する料金 ※メーターの口径によって単価が上がる逡増制
従量料金	使用水量に応じて負担する料金 ※使用水量の多寡に関わらず、単価を均一とした均一料金制
用途区分	説明
一般用	一般住宅・事業所・店舗・病院・工場など
一般用及び温泉旅館用	「温泉旅館用」口径40ミリメートル以上で温泉に使用するもの
船舶給水用	船舶が寄港の際一時的に使用するもの
公衆浴場用	入浴料金の価格について省令により統制を受けるもの
私設消火栓	消防の演習に使用する場合

下水道使用料体系の概要



○下水道使用料は基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制。

○用途別使用料体系・基本水量制

使用料区分	説明
基本使用料	使用者が排水量の有無に関わらず負担する使用料 ※メーターの口径に関わらず、単価を均一とした単一使用料
従量使用料	排水量に応じて負担する使用料 ※排水量の多寡に関わらず、単価を均一とした単一型

用途区分	説明
一般排水	一般住宅・事業所・店舗・病院・工場など特定排水以外の汚水
特定排水	公共下水道村上処理区瀬波分区内の旅館・ホテル・保養所及び共同浴場から排水される汚水

水道料金の算定

水道料金の算定には、水道事業に必要な費用を合算した「総括原価」を基に、総括原価と料金収入の総額が一致するように料金を算定する、総括原価方式を採用しています。

総括原価方式の考え方

営業費用

+

資本費用

=

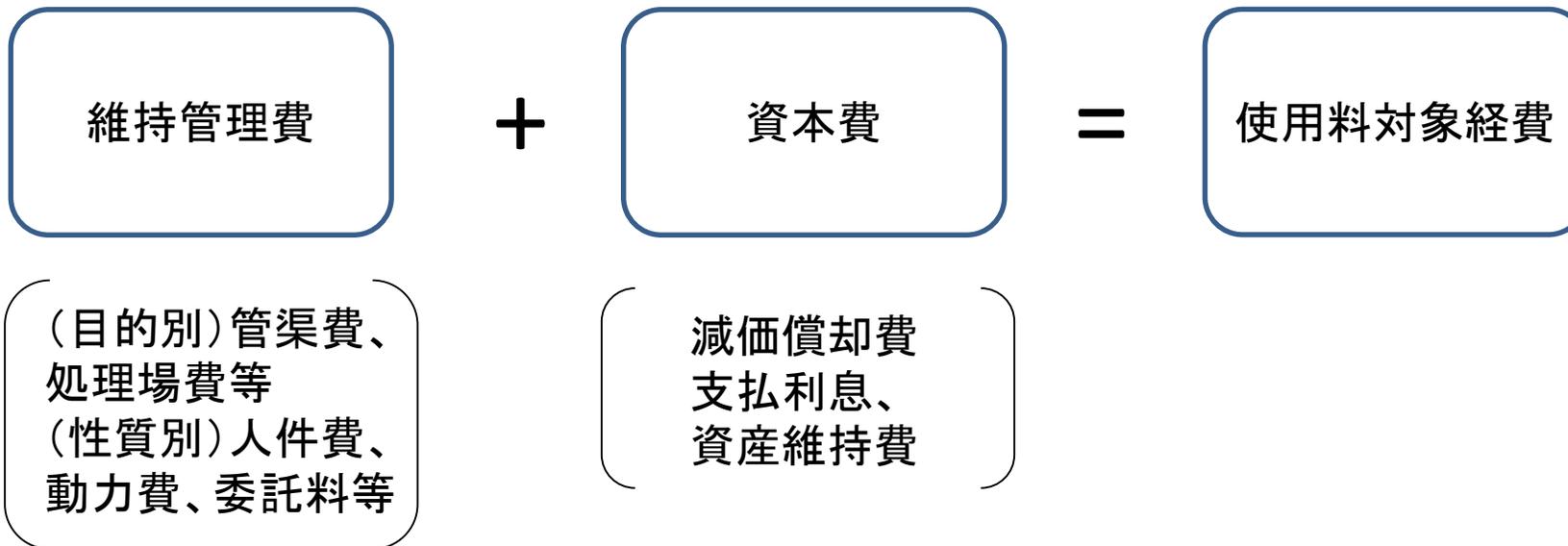
総括原価

人件費、薬品費、
動力費、修繕費、
減価償却費等

支払利息
資産維持費

下水道使用料の算定

使用料対象経費の考え方



当市の場合、対象経費に資本費を含めて算定すると、大幅な値上げが必要となります。そのため、急激な負担増とならないよう、今回の改定では経費回収率を100%とし、維持管理費が賄える水準まで改定することとしました。

料金改定の必要性について

なぜ料金改定が必要なのか

村上市の上下水道事業は、平成20年度の市町村合併後、料金の統一を進め、平成30年度に基本料金、令和4年6月に従量料金を統一しました。独立採算制を原則としながらも、電気料金などの物価上昇の影響により、現在の料金水準では維持管理経費を賄えず、市税からの多額の繰入金に依存しており、今後の行政施策にも影響を及ぼす恐れがあります。

上下水道事業は、施設の維持管理、運営費用、設備投資など多くのコストを伴います。特に老朽化した施設の改修には多額の資金が必要です。また、人口減少による水需要の低下が影響し、料金収入が減少しています。

市民生活を支える重要なライフラインである上下水道事業の安定したサービスを継続していくためには、適正な料金水準を設定し、安定した収入を確保して経営の健全化を図ることが必要です。

料金改定の算定根拠

上水道事業では、営業費用や資産維持費を考慮した「総括原価方式」に基づき、令和7年度から11年度までの5年間で4.8億円を確保する料金水準を設定し、料金改定率は14.4%としました。

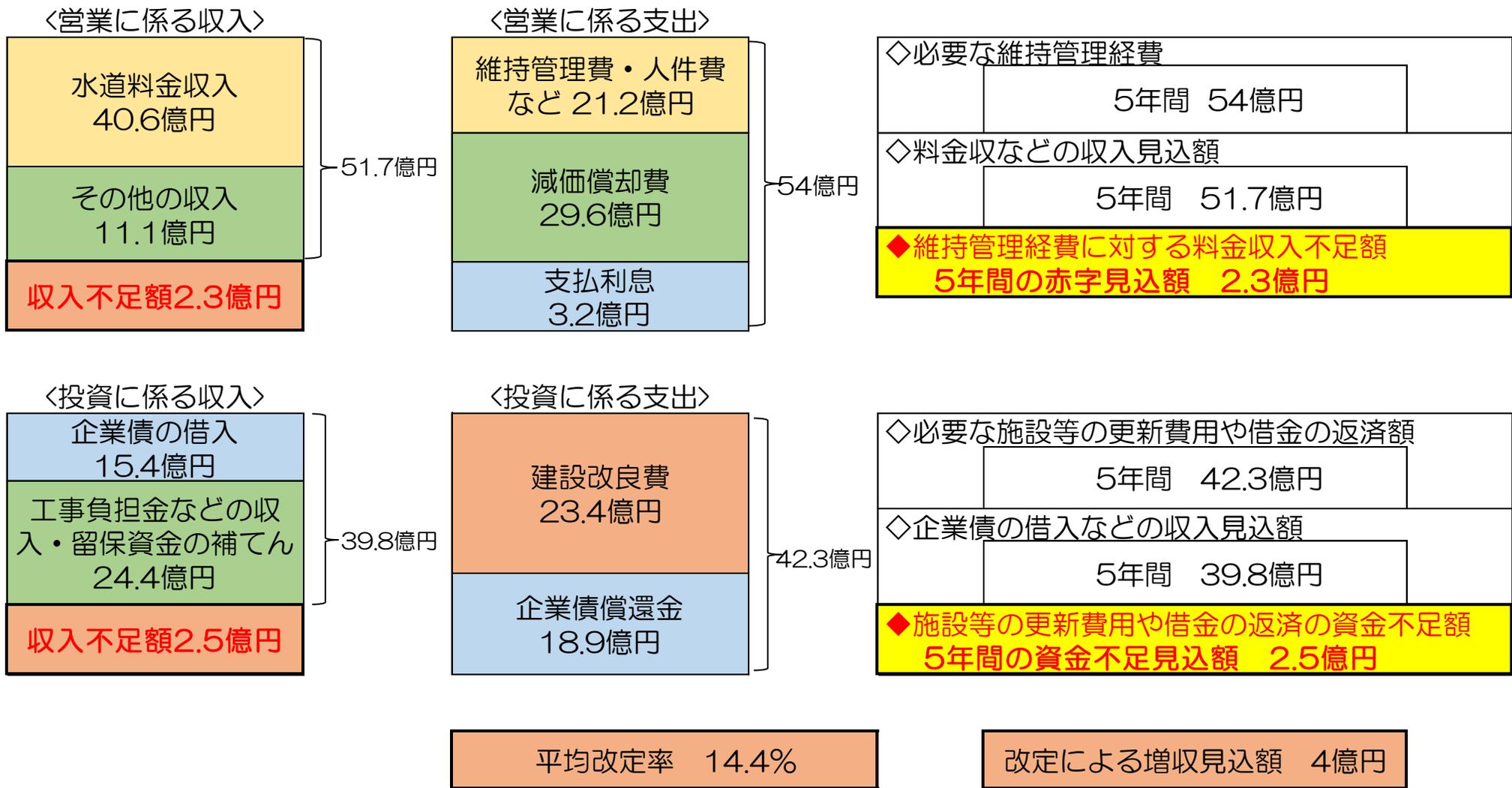
また、下水道事業については、使用料収入だけでは維持管理費を賄えず、令和7年度から11年度までの5年間で不足する13.6億円の使用料を確保するため、平均改定率を34.0%に設定しました。

	水道事業	下水道事業
料金算定期間	R7～R11年度までの5年間とする	
料金改定水準	料金収入不足分 2.3億円 建設改良など投資資金分 2.5億円	維持管理経費不足分 13.6億円

収支見通し（令和7年度～令和11年度）

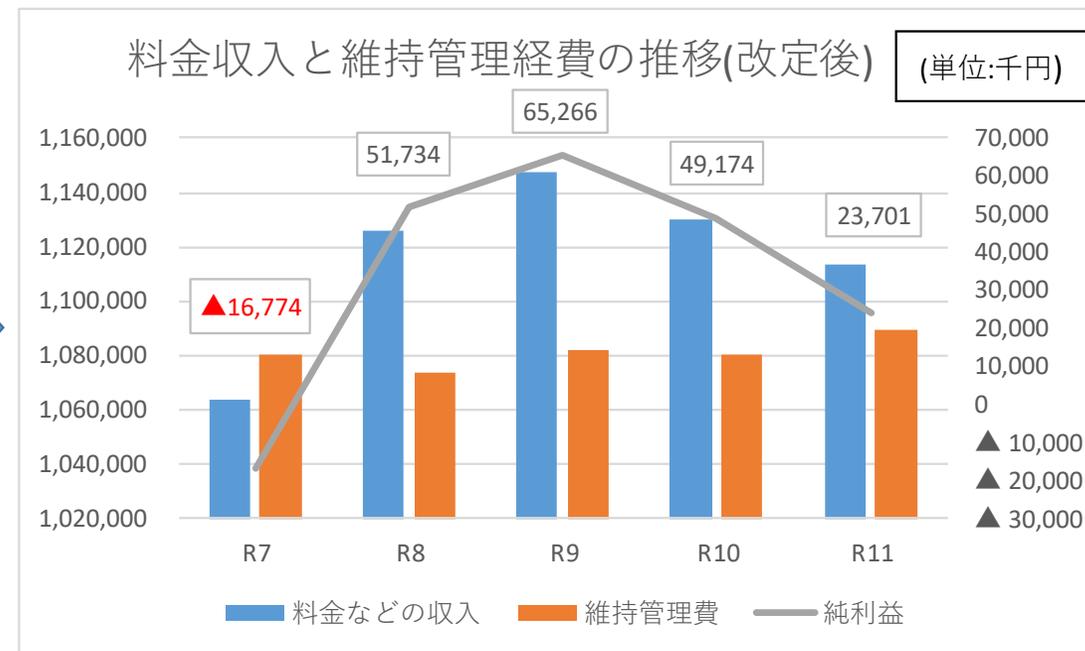
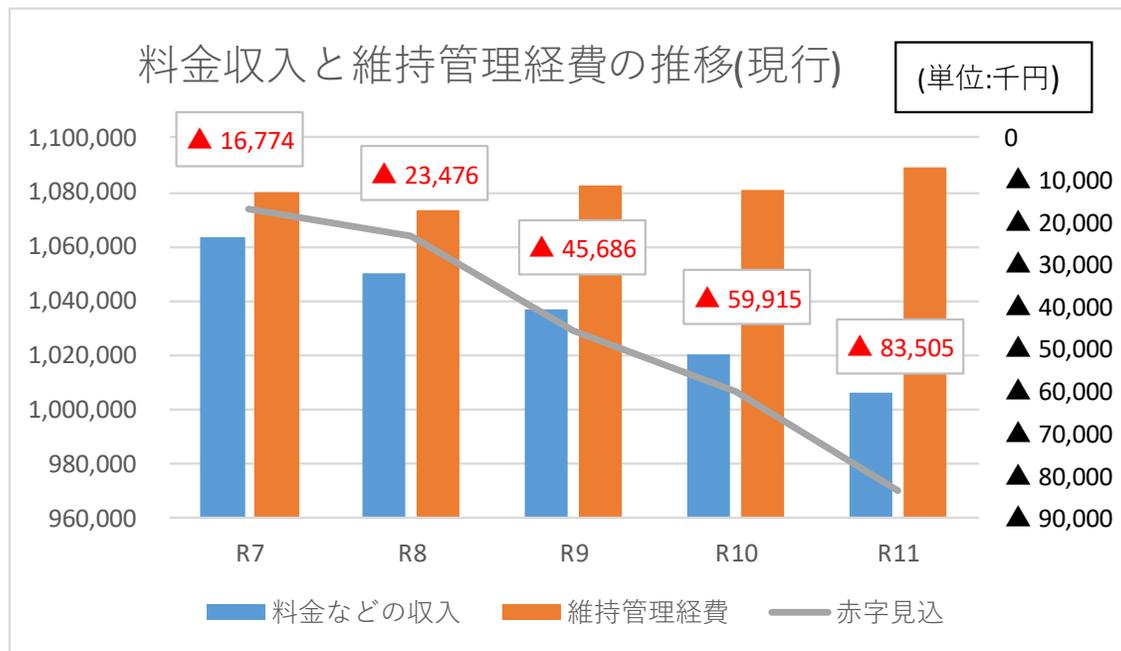
◆料金算定期間:令和7年度から令和11年度における5年間の収支見通し

水道事業



◆料金算定期間:令和7年度から令和11年度における5年間の収支見通し

水道事業

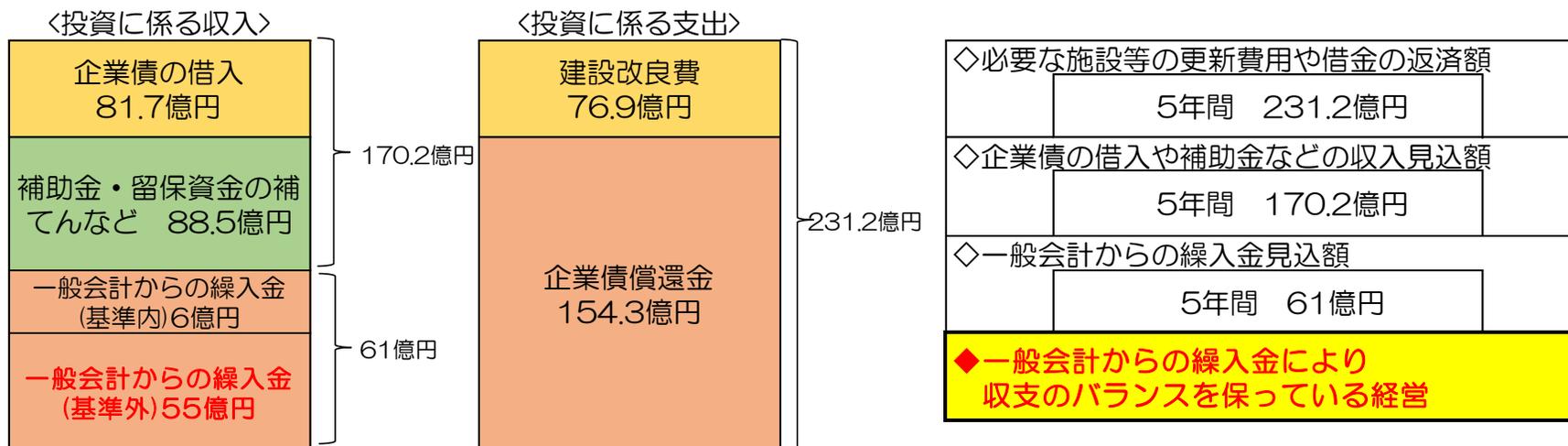
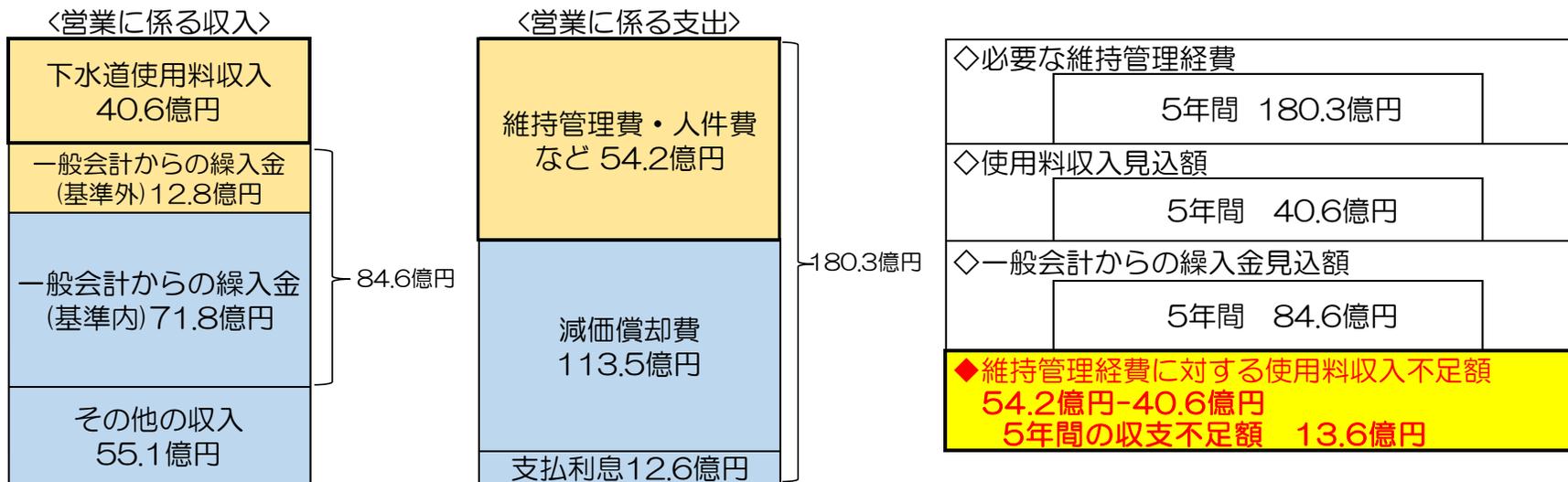


※令和7年度から令和11年度まで継続的に赤字の見込となる

※料金改定を実施すると令和8年度から令和11年度までは黒字の見込

◆使用料算定期間:令和7年度から令和11年度における5年間の収支見通し

下水道事業

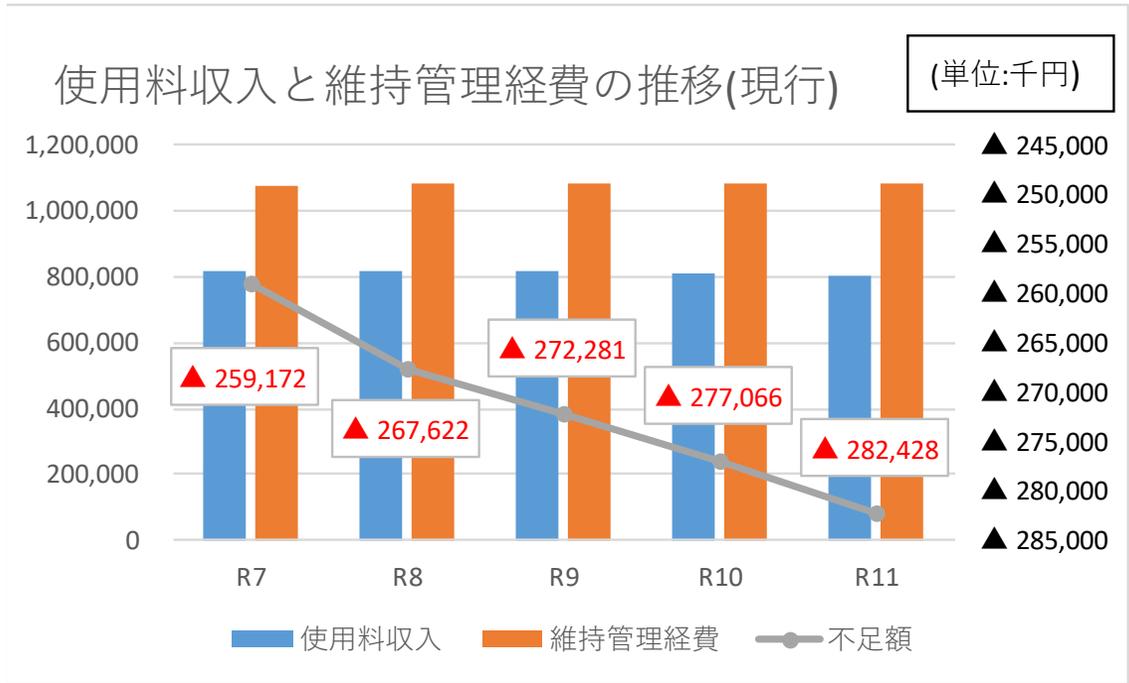


平均改定率 34%

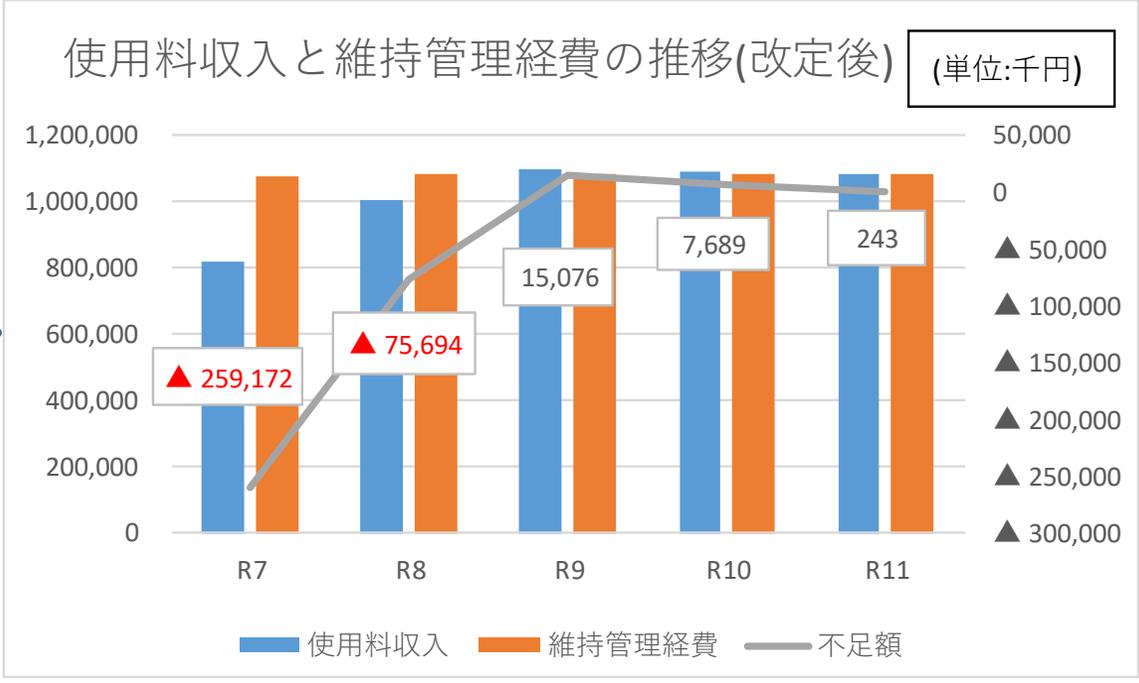
改定による増収見込額10.4億円

◆料金算定期間:令和7年度から令和11年度における5年間の収支見通し

下水道事業



※毎年度2.6億円から2.8億円の収入不足の見込となる



※料金改定を実施すると令和9年度から令和11年度までは収入が上回る見込

料金改定（案）の概要

○村上市上下水道事業審議会からの答申内容（令和6年10月22日答申）

- ・ 平均改定率 水道14.4% 下水34.0%
- ・ 改定時期 できるだけ速やかに料金改定を実施すること

○料金改定時期

- ・ 令和8年6月頃 改定料金の適用開始予定

水道料金の改定案

◎水道料金の比較（1か月あたり）

（税抜き、単位：円）

メーターの口径 及び用途		基本料金				従量料金（1㎡につき）		
		基本水量	改定前	改定後	増加額	改定前	改定後	増加額
一般用	13mm	5㎡まで	1,200	1,400	200	140	160	20
		10㎡まで	1,400	1,600	200			
	20mm	10㎡まで	1,600	1,800	200			
	25mm	10㎡まで	1,800	2,000	200			
	30mm	なし	2,000	2,300	300			
	40mm	なし	3,300	3,800	500			
	50mm	なし	8,000	9,100	1,100			
	75mm	なし	12,000	13,700	1,700			
	100mm	なし	18,000	20,500	2,500			
	150mm	なし	23,000	26,200	3,200			
温泉 旅館用	40mm	なし	3,300	3,800	500	80	90	10
	50mm	なし	8,000	9,100	1,100			
	75mm	なし	12,000	13,700	1,700			
	100mm	なし	18,000	20,500	2,500			
	150mm	なし	23,000	26,200	3,200			
公衆 浴場用	—	—	—	—	—	80	90	10
船舶 給水用	—	—	—	—	—	140	160	20
私設 消火栓	—	—	—	—	—	1栓放水時間10分につき		
						1,200	1,300	100

下水道使用料の改定案

◎下水道使用料の比較（1か月あたり）

（税抜き、単位：円）

排水区分	基本料金				従量料金（1㎡につき）		
	汚水の排除量	改定前	改定後	増加額	改定前	改定後	増加額
一般排水	10㎡まで	1,500	2,100	600	167	220	53
特定排水					50	70	20

※特定排水とは、公共下水道村上処理区瀬波分区内の旅館、ホテル、保養所及び共同浴場から排水される汚水をいう。

料金モデルケース

口径13mmで1か月に20立方メートル使用した場合の料金比較

(月額・税抜)

使用水量	改定前	改定後	増加額
20m ³ (2~3人世帯を想定)	5,970円 (上水：2,800円) (下水：3,170円)	7,500円 (上水：3,200円) (下水：4,300円)	1,530円 (上水：400円) (下水：1,130円)